

第 2 部  
在宅医療

(注の変更)

注 第 2 部に規定する在宅医療料以外の在宅医療料（在宅時医学管理料を除く。）の算定は、医科点数表の例による。この場合において、在宅患者訪問診療料の注中「区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料」とあるのは「第 1 章第 1 部第 1 節に規定する老人初診料」と、「区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料、区分番号 A 0 0 2 に掲げる外来診療料」とあるのは「同部第 2 節に規定する老人再診料及び老人外来診療料」と、在宅末期医療総合診療料の注中「居宅において療養を行っている末期の悪性腫瘍の患者であって通院が困難なもの」とあるのは「末期の悪性腫瘍の在宅寝たきり老人等」と、訪問看護指示料の注中「指定訪問看護」とあるのは「指定老人訪問看護」と、それぞれ読み替えるものとする。

注 第 2 部に規定する在宅医療料以外の在宅医療料（在宅時医学管理料を除く。）の算定は、医科点数表の例による。この場合において、在宅患者訪問診療料の注中「区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料」とあるのは「第 1 章第 1 部第 1 節に規定する老人初診料」と、「区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料、区分番号 A 0 0 2 に掲げる外来診療料」とあるのは「同部第 2 節に規定する老人再診料及び老人外来診療料」と、在宅末期医療総合診療料の注中「居宅において療養を行っている末期の悪性腫瘍の患者であって通院が困難なもの」とあるのは「末期の悪性腫瘍の在宅寝たきり老人等」と、在宅患者訪問点滴注射管理指導料及び訪問看護指示料の注中「指定訪問看護」とあるのは「指定老人訪問看護」と、それぞれ読み替えるものとする。